

2019年12月20日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

**次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」
の特例認定（プラチナくるみん認定）取得について**

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）は、宮城労働局長より、次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行は、これまでに次世代育成支援対策推進法にもとづく「基準適合一般事業主」として認定（くるみん認定）を受けておりましたが、今回の認定は、既にくるみん認定を受けている企業のうち、男性の育児休業取得率や働き方改革に向けた勤務体系の整備など、くるみん認定企業としてより高い水準の取組みが評価されたことから、その上位認定である「プラチナくるみん」を認定されたもので、宮城県内では4社目の認定となります。

当行では、今後も全職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き甲斐と働きやすさを両立する組織をつくることで企業力を高め、「人で勝負する銀行」を目指してまいります。

記

1. 認定日

2019年12月2日（月）

〔認定通知書受理日：2019年12月9日（月）〕

2. 「一般事業主行動計画」の主な内容

(1) 計画期間内に育児休業の取得状況について次の水準を目指す。

①男性：取得率30%以上

②女性：取得率100%

(2) 女性職員がさらに活躍できる環境を整備するための取組みを行う。

(3) 年次有給休暇取得促進を目的とした有給休暇の取得方法の見直しを行う。

3. 「一般事業主行動計画」への取組み状況

(1) 当行は、職員の家族参画意識を醸成する観点から、性別に関わらず育児休業の取得を促進しており、計画期間における女性の育児休業取得率は100%であるとともに、男性の育児休業取得率は80%となっています。

- (2) また、女性職員が仕事と家庭生活を両立しながらキャリア形成できるよう、職域拡大を目的とした研修会の開催や、人事制度の見直しを図り、エリアコースからの管理職登用を可能としました。
- (3) あわせて、年次有給休暇取得促進を目的とする「半日休暇制度」や「ライフイベント休暇制度」を導入しました。



認定通知交付式



以上

本件に関する問合せ先
総務部人事課 奥平
電話番号 022-225-8250